

2021年2月3日

課外活動団体各位

学生生活支援部

【重要】緊急事態宣言の延長に伴う課外活動の自粛について

新型コロナウイルス感染拡大を受け、2月2日（火）に政府より神奈川県を含む10都府県を対象とする緊急事態宣言の延長が決定いたしました。

本学学生をはじめ、関係するすべての皆様の健康と安全を第一に考え、引き続き緊急事態宣言が解除される3月7日（日）まで課外活動の自粛を強く要請いたします。ただし、対人接触を伴わないオンライン上での活動については、継続していただいて構いません。各課外活動団体においてもオンライン上で行うことのできる活動を積極的に検討してください。

本学も引き続き感染防止対策に取り組んでいきますので、学生の皆様においても、感染防止策の基本となる ①健康管理 ②飛沫感染対策 ③接触感染対策 を改めて確認し、引き続き感染防止策の徹底に努め、これまで以上に日常生活に注意して行動を自粛する等、感染予防により一層の意識を持ってください。

記

● 対象団体

全ての公認団体／準公認団体／サークル

※重点強化部については、スポーツセンターの指示に従ってください。

● 自粛期間

3月7日（日）まで

● 特別な理由により活動する必要がある場合

所属キャンパス学生課に相談してください。

《本件に関するお問い合わせ》

学 生 課 : kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp

平塚学生課 : kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp